

令和4年度西都市地域密着型サービス事業者応募申請に係る質疑への回答一覧

No.	質疑項目	質疑内容	回答
1	申請時の提出書類の解釈について	公募要領に添付されている【別紙】提出書類一覧表の示されや提出書類の解釈についてご教示ください。 例えば、8番の「開設予定の事業所に関する事項」では、①～⑤の書類を提出する（①～⑤の書類の総称が「開設予定の事業所に関する事項」）という解釈でよろしいでしょうか。 または、①～⑤の書類とは別に、「開設予定の事業所に関する事項」という資料の提出が必要でしょうか。	提出書類一覧表にある番号7・8・9・10の項目については、いずれも1行目がその項目の総称的なものです。
2	申請時の提出書類7-④について	事業内容と事業所概要の違いについて、任意の書類となっていますが、それぞれに記載すべき内容をご教示ください。 例えば事業内容は、具体的なサービス内容を資料として添付すればよろしいでしょうか。また、事業所概要とは、所在地や定員、職員体制等、事業所の基本的な概要を資料として添付すればよろしいでしょうか。	同法人が現在運営されている介護保険サービスに関する事業について、事業所名称・サービス種類・概要（質問にある項目で可）・特色・経緯・実績等をA4・1枚程度にまとめてください。
3	宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付のスケジュールについて	施設整備にかかわる資金計画を作成するにあたり、標記補助金の交付申請を考えていますが、交付要綱の正式な公表時期や申請受付・決定等のスケジュールが決まっているようでしたらお示しください。もしも未定であれば、いつ頃に公表予定でしょうか。	県の補助金交付要綱は令和4年度予算適用分について、令和4年5月～6月に一部改正・公表予定とのことです。 令和5年度分については、令和5年4月1日以降に交付申請していただくこととなります。 なお、交付対象となるのは、工事の契約や着工についても交付決定後といった要件がありますので御留意ください。
4	事前協議申出からの変更について	事前協議申出書に添付することになっている、開設計画書の中に、建物概要等を明記することになっており、現在、2階建または3階建の計画について設計士と協議を進めております。 事前協議書の提出後も引き続き計画検討をする予定ですが、その計画検討において建物概要等に変更が生じた場合、公募申請書にて変更することは問題ないでしょうか。 例：事前協議書で2階建計画→公募書類で3階建に変更	そのような状況であることをご説明いただいた上で、事前協議申出書をお受けいたします。
5	提出書類の正本と副本について	提出書類は、正本1部、副本6部とのことですが、法人の登記簿謄本や印鑑証明書等、公的証明につきましては、副本に添付する資料は原本ではなく、複写したもので問題ないでしょうか（様式6の誓約書も同様です）。	手数料がかかる証明書等は、正本に原本を付け、副本については複写で可とします。 また、正本においても原本を提出することができない書類（本来、法人が所持すべき書類）も複写で可とします。 原本と相違ない旨の原本証明書を添付してください。 なお、先に正本を提出していただき、内容を確認後に副本の提出をお願いいたします。
6	誓約書（様式6）について	備考欄には、役員の名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員等を含む旨、記載されていますが、理事・監事のみならず、評議員も含めた方がよろしいでしょうか。 また、事業所を管理する者については、施設長のみならず法人の幹部職員（副施設長・法人本部職員等）まで含むのか、判断が難しいので、どこまで記入・押印すべきかご教示ください。	評議員ならびに法人本部職員等については、不要と考えます。
7	公募要領7の(3)について	公募要領7の(3)には「必ずしも補助金の交付対象になるとは限りませんので、補助金を含めずとも資金計画が立てられる事業予定者を選定することになります」と明記されていますが、資金計画書を作成するにあたり、基本的に自己財源・借入金・寄付金等をもって、資金を調達する事業予定者が選定（優先）されるという解釈になるのでしょうか。 当法人としては、宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金等の活用も視野に入れ、施設整備等を図ることも選択肢のひとつだと考えておりましたので、西都市の見解をお伺いさせていただきます。	資金計画も含め、総合的に評価し選考を行います。
8	浴室について	ひとつのユニット内に、1か所の浴室が必要でしょうか。例えば、2つのユニットで、1か所の浴室をシェアすることも可能でしょうか。西都市の見解をお伺いいたします。	ユニット毎に1つの浴室が通例ですが、①浴槽等の種類、②介助方法に応じた配置、③入居者の身体的・精神的快適さを考慮する必要があります。 2ユニットに1つの浴室とする場合、脱衣室等においてもプライバシーへの配慮が必要となります。 仮に2ユニット（例：12名×2）に1つの浴室とした場合、1人あたり目安として週2回以上、のべ週約50回以上の入浴介助を実施することについて、検証をお願いいたします。
9	既存デイサービスセンターの一体的運営について	当法人が運営しているデイサービスセンターを、公募が行われている地域密着型介護老人福祉施設と同一の建物に移転し、一体的に運営を行う方向で開設計画を進めています。 デイサービスセンターは、老人福祉施設施設整備費及び施設整備費補助金を活用し、整備した施設になりますので、現在の建物は転用（社会福祉事業の範囲で用途変更）を視野に入れ、財産処分手続き並びにその可否の見通しについて、宮崎県福祉保健部に問い合わせしておりますが、西都市として見解や意見があれば、ご教授願います。	当該補助金の支給については、福祉事務所高齢者福祉係の所管となります。 過日、法人代表者様と担当部署との面談の場を設けましたが、この点については、後日、福祉事務所より回答させていただきます。
10	事業所開設に係る説明会等の実施について	説明会の対象範囲について、地域の区長や民生委員児童委員とも相談いたしますが、予定地からおおむね半径100mの範囲を想定していますが、西都市の見解をお伺いいたします。 また、コロナ禍の関係もあり、同一の会場に一堂に集まいただくのは課題が多いのではないかと考えますので個別訪問において説明を行った上で、ご意見をいただき、回答や対応を検討するといった手法でも可能なのか、西都市の見解をお伺いいたします。	施設を建設する場所の周辺状況により、どのような影響があるか、検討をお願いいたします。 なお、感染予防の観点から「説明会」という形式を取らないことも想定されます。 また、法人として「事業予定者として選定され次第、さらに丁寧な説明を行う」等の判断も考えられます。
11	提出書類5について	「定款又は寄附行為」と明記されてありますが、どちらか片方の提出でよろしいのでしょうか。 また、寄附行為とはどのような書類を指しているのかご教示ください。	「寄附行為」は財団法人の場合の提出書類です。 今回は社会福祉法人のため、定款を御提出ください。
12	提出資料7⑤について	法人の納税証明書につきましては、指定いただいている税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出することで、未納税額が証明されるのではないかと、と思えますが、西都市発行の完納証明書も添付した方がよろしいでしょうか。	社会福祉法人のため、課税されるケースは限られてくるかと思いますが、西都市発行の完納証明書は、市税についての証明になりますので、添付してください。
13	提出書類10③について	資金の調達にあたり、福祉医療機構と銀行の協調融資を検討しておりますが、福祉医療機構から市公募の正式な決定を受けて融資審査をおこなわないと、確約書の発行は不可能との回答がありました。 銀行からは、融資確約書とは言えないが、現時点で融資可能額を算定し書面で示すことは可能という回答を得ています。 これらの事情をご理解いただいた上で、どのような書面提出をおこなえばよいかご指導ください。	資金確保を証する書類について、融資確約書の発行は不可能とのことですので、現時点で提示可能な、「融資可能額を算出した書面」を提出してください。
14	併設事業の補助金について	ショートステイと地域交流スペースを併設する形で申請準備を進めておりますが、施設整備等にあたり、宮崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金が活用できるのではないかと、思いますが、可能かどうかお考えをお示し下さい。 また、当法人が宮崎県に対して、上記補助金活用の協議を直におこなう必要があるか、ご指導ください。	「地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室」については「宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金」における対象事業として記載されています。 「地域交流スペース」については、現在、宮崎県に確認中です。
15	提出書類の番号について	【別紙】提出書類一覧表の番号5が重複していますので、それ以降の番号を繰り下げて表記してもよろしいかお伺いいたします（ファイルのインディックスの番号等）。	5-①印鑑証明書、5-②定款、としてください。
16	開設予定日について	事前協議書提出の時点では、開設予定日を令和6年3月としておりましたが、設計士と打ち合わせの中で、工事が竣工する令和6年1月以降、開設準備期間を考えると、事業開始は令和6年4月が妥当ではないかと考えております。 工事完了は令和5年度内に達成できますが、開所日を令和6年4月1日とすることが可能かご教示ください。	令和5年度中に整備を行い、令和6年4月1日事業開始で差し支えありません。
17	公募申請書の従業者概要について	ここでいう従業者数とは、地域密着型介護老人福祉施設に従事する職員のみなのか、当法人の計画で併設するショートステイや通所介護事業に従事する職員も含むのかをご教示ください。	様式2事業計画書の最後にある「従業者概要」は、地域密着型介護老人福祉施設（ショートステイを含む）の従業者について、記載してください。
18	公募の手続きについて	提出する書類は、全てA4判で作成するように、とのことですが、A4版では読みにくい書類につきましてはA3版で作成し、片袖折り（Z折り）にしてフラットファイルに綴ってもよろしいでしょうか。	原則A4としており、例外的にA4以外の大きさでもかまいません。